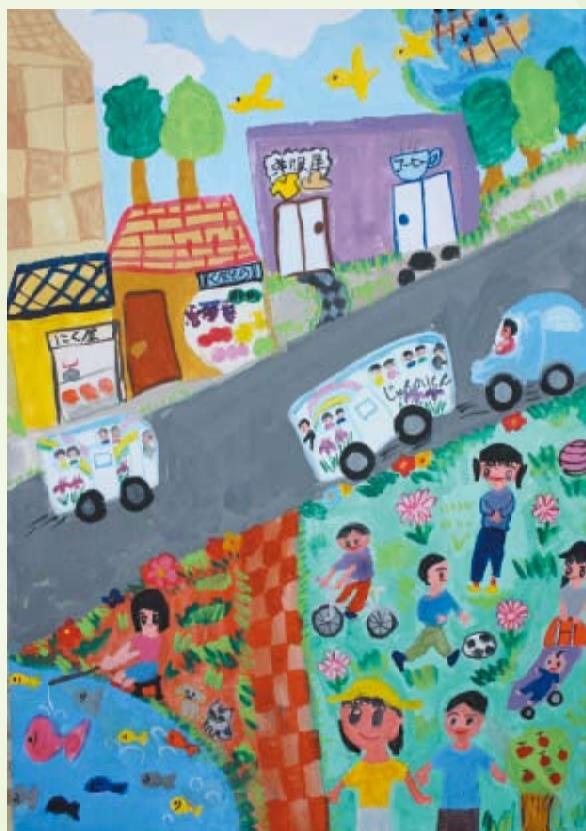


## IV 安全で環境にやさしいうるおいのあるまち

- |                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 1 消防や救急体制、地区の防火体制を強化する .....          | 75 |
| 2 犯罪や交通事故の少ない安全なまちをつくる .....          | 77 |
| 3 災害に強いまちをつくる .....                   | 79 |
| 4 安心して消費生活が送れる体制を整える .....            | 81 |
| 5 人と自然が共生し、うるおいのあるまちをつくる .....        | 83 |
| 6 地球温暖化の防止や環境にやさしいライフスタイルへの転換を進める ... | 85 |
| 7 資源を大切にし、環境負荷の少ないまちをつくる .....        | 87 |



## IV 安全で環境にやさしいうるおいのあるまち

### 1

### 消防や救急体制、地区の防火体制を強化する

迅速な消防・救急体制の充実を目指し、尾三消防組合による消防・救急体制、火災予防や避難誘導のための訓練を強化するとともに、町民の防火意識の向上や消防団の活性化など地区的防火体制の強化を進めます。

#### 現状・課題

尾三消防組合東郷消防署にはしご車が配備されたことにより、高層建築物での火災に対応できるようになりました。今後も消防水利の維持管理に努め、平成28年度までに消防無線のデジタル化を進めるなど、消防・救急体制を充実させる必要があります。

救急については、各地で問題となっている救急車の不適正な利用が、本町においても問題になることが予想されるため、事前に啓発していく必要があります。

また、小中学校、巡回バス等の公共施設に39台のAEDを設置していますが、多くの町民、職員が尾三消防組合の開催する普通救命講習等を受講し、心肺蘇生法やAEDの取扱い方法等の知識を習得する必要があります。

消防団については、団員の確保が困難な状況であり、団員の資質向上及び待遇改善を検討していく必要があります。加えて、老朽化が著しい消防団詰所については、消防施設の整備・改修を進める必要があります。

#### 10年後の姿

- 地域密着型の消防行政が消防団中心に行われることにより、町内の火災件数が減少しています。
- 尾三消防組合の体制強化により、救急出動要請に対応する時間が短縮され、救命率が上昇し、町民が安心して生活しています。
- 消防水利の充実が図られて、地域の防火体制が強化されています。

#### 目標指標

指標名	単位	現状値	目標値	
			H27年	H32年
消防や救急の体制に満足している町民の割合	%	30.0	35.0	40.0
耐震性貯水槽設置数	箇所	20	23	25
住宅用火災警報器の設置率	%	70.0	98.0	99.0

## 施策の体系

- 消防や救急体制、地区の防火体制を強化する
- (1) 消防・救急体制の強化
  - (2) 消防団員の資質向上
  - (3) 消防施設の強化

## 施策の展開方向

### (1) 消防・救急体制の強化

【継続】

- ◇ 尾三消防組合に対し、災害・消防・救急時の迅速な出動態勢等の機能強化を要請します。
- ◇ 町が設置したAEDを適正に使用できるように、普通救命講習の受講を進めます。
- ◇ 住宅用火災警報器の設置を呼びかけるとともに、防災訓練の強化により防火意識の向上に努めます。
- ◇ 緊急車両の進入が困難な狭小道路の洗い出しを進めます。★

### (2) 消防団員の資質向上

【継続】

- ◇ 消防団員、女性防災クラブ員が活動しやすいよう待遇改善に努めます。
- ◇ 尾三消防組合東郷消防署指導のもと、火災時に迅速な活動ができるように努めます。
- ◇ 消防団の資機材の適切な運用、整備に努めます。
- ◇ 消防団の活動をPRし、団員の確保に努めます。

### (3) 消防施設の強化

【継続】

- ◇ 老朽化が著しい消防団詰所の改修または建替えを進めます。
- ◇ 耐震性貯水槽の新設及び既設無蓋防火水槽の有蓋化に努めます。
- ◇ 消防水利の整備を推進します。★

## 協働によるまちづくりの考え方

行政と区・自治会が一体となった防火活動を実施することにより、町民の防火意識の向上を図ります。また、火災予防の普及や普通救命講習の受講及び救急車の適正利用を町民に周知します。

### 町民の行動指針

- ◇ 普通救命講習を受講し、心肺蘇生法やAEDの取扱い方法等を学びます。
- ◇ 火災予防や救急車適正利用を各地区で広報します。
- ◇ 地域で積極的に自主防災訓練を実施するとともに参加します。

### 行政の行動指針

- ◇ 普通救命講習を積極的にPRするとともに、町職員は2年ごとに普通救命講習を受講します。
- ◇ 火災予防等を町内で呼びかけます。
- ◇ 自主防災訓練を支援します。

## 関連計画

- ◆ 東郷町地域防災計画
- ◆ 東郷町国民保護計画

## IV 安全で環境にやさしいうるおいのあるまち

### 2

### 犯罪や交通事故の少ない安全なまちをつくる

犯罪や交通事故の少ない安全なまちを目指し、警察・地区・学校などの連携による防犯・交通安全活動の充実とともに、交通安全施設や防犯灯の整備、交通ルール・モラルに関する町民意識の高揚などを進めます。

#### 現状・課題

少子高齢化やコミュニティ意識の希薄化等に伴い、地域の犯罪防止機能が低下し、空き巣や車上狙い、振り込め詐欺など身近な地域でも犯罪への不安が高まっています。町、地区、学校、保護者などと連携しながら防犯対策を講じる必要があります。また、多くの地区から防犯灯の設置要望がありますが、整備が十分でない地域もあります。

交通安全教室や街頭啓発活動を積極的に実施し、交通安全意識とモラルの向上に努めてきましたが、高齢者ドライバーの増加や高齢者が被害者となる交通事故が増加しているなど、今後も交通安全意識の向上が必要です。

#### ■刑法犯罪発生状況

(件)

	平成12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
総数	691	866	878	1,012	814	913	634	630	554	726
凶悪犯	2	3	3	2	1	2	2	2	2	3
粗暴犯	12	18	22	16	10	18	18	14	12	7
窃盗	665	816	822	839	646	721	488	506	428	548
知能犯	1	6	9	19	19	20	11	6	13	18
風俗犯	1	2	2	2	4	1	3	3	1	1
その他	10	21	20	134	134	151	112	99	98	149

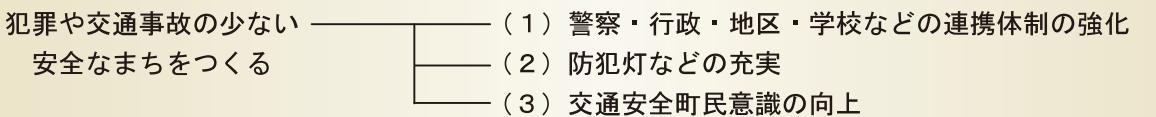
#### 10年後の姿

- 防犯灯が整備され、犯罪に遭いにくく、明るく住みよいまちになっています。
- 各地域での防犯広報車によるパトロールや、防犯活動、交通安全啓発運動などにより、地域防犯体制、交通安全体制が強化され、犯罪件数と人身事故件数が減少しています。

#### 目標指標

指標名	単位	現状値	目標値	
			H27年	H32年
防犯対策に満足している町民の割合	%	28.1	34.0	39.0
交通安全対策に満足している町民の割合	%	19.7	25.0	30.0
普段から防犯に心がけている町民の割合	%	63.9	69.0	74.0
人口 100 人当たり交通事故（人身事故）件数	件	0.72	0.57	0.47

## 施策の体系



## 施策の展開方向

### (1) 警察・行政・地区・学校などの連携体制の強化

【継続】

- ◇ 不審者等の情報を地域・学校などで共有し、パトロールや広報活動を実施するなど、地域の防犯意識の向上に努めます。★
- ◇ 自主防犯団体の活動を支援します。★
- ◇ 交通違反者に対する指導及び取締りの強化について、警察に要請します。

### (2) 防犯灯などの充実

【継続】

- ◇ 安全で住みよいまちをつくるため、防犯灯の点検に努めます。★
- ◇ 安全な環境を確保し、犯罪を未然に防ぐため、防犯灯整備が不十分な地域について、順次整備するように努めます。★

### (3) 交通安全町民意識の向上

【継続】

- ◇ 高齢者ドライバーの増加、飲酒運転や無謀運転など規範意識が低下しているため、交通安全啓発活動を推進し、事故の未然防止に努めます。

## 協働によるまちづくりの考え方

地域や事業所などの協力を得て、防犯活動や交通安全啓発活動を実施することにより、町民の防犯・交通安全に対する意識が向上し、犯罪や事故を未然に防止します。

### 町民の行動指針

- ◇ 地域での防犯・交通安全活動に積極的に参加します。
- ◇ 交通ルール・モラルを守ります。

### 行政の行動指針

- ◇ 交通安全・防犯の啓発運動を実施します。
- ◇ 交通安全施設や防犯灯を充実します。

## 関連計画

- ◆ 東郷町安全なまちづくり条例
- ◆ 交通安全対策基本法
- ◆ 愛知県交通安全実施計画
- ◆ 東郷町交通安全計画

## IV 安全で環境にやさしいうるおいのあるまち

### 3 災害に強いまちをつくる

地震や風水害などの災害に強いまちを目指し、防災訓練などの自主防災組織の活動の促進、地域防災拠点の整備、集中豪雨による洪水対策の強化、公共施設や木造住宅の耐震化などを進めます。

#### 現状・課題

東海地震・東南海地震などの大規模地震の発生が懸念されていることに加え、最近は局地的な集中豪雨（ゲリラ豪雨）が全国各地で発生するなど、町民の防災に対する意識は高まってきています。

町内には、耐震性に欠けると思われる住宅が約2,100戸あると推計されており、安心できる住宅の整備に努める必要があります。現在、耐震補強工事が必要と判断される木造住宅の耐震改修費に対し、補助金を支給することで地震に強い家づくりを進めていますが、今後も耐震化を促進し、震災等による被害を最小限にとどめる必要があります。また、学校施設の耐震補強工事は完了したものの、公共施設についても耐震化を図るべき建築物が存在しています。

地域防災計画を毎年修正するとともに、小中学校への防災倉庫の整備、公民館などへの防災機器の整備を進める必要があります。加えて、現在各区・自治会で行われている防災訓練を継続していく必要があります。

また、河川等の治水機能を強化し、排水施設の適正な維持管理を行うなど、総合的な浸水対策が必要です。

#### 10年後の姿

- 住宅や避難所の耐震性が確保され、各地区で防災訓練を実施するなど、防災、減災の意識が高まっています。
- 避難所までの道路が倒壊建物で塞がれることがないように、避難経路が整備されています。
- 自主防災組織を中心とした避難所が運営できるようになっています。
- 町民が安全で安心な環境の中で生活できるようになっています。

#### 目標指標

指標名	単位	現状値	目標値	
			H27年	H32年
地震や風水害などの防災対策に満足している町民の割合	%	10.2	16.0	21.0
地震や風水害などの災害に備えている町民の割合	%	35.5	41.0	46.0
東郷町防災訓練の実施回数	回/年	0	1	1
耐震性のある住宅の割合	%	86.0	90.0	93.0

## 施策の体系

- 災害に強いまちをつくる ————— (1) 安心できる住宅の整備  
 ————— (2) 防災訓練の実施  
 ————— (3) 災害活動拠点の整備  
 ————— (4) 災害時伝達手段の整備  
 ————— (5) 河川の治水機能強化と施設の維持管理

## 施策の展開方向

### (1) 安心できる住宅の整備

【継続】

- ◇ 宅地の安全性を確保するため、大規模盛土造成地の詳細調査を実施します。
- ◇ 耐震診断を促進するため、専門家を派遣し耐震診断を実施します。★
- ◇ 木造住宅の耐震改修費用の一部を補助します。★

### (2) 防災訓練の実施

【継続】

- ◇ 地域防災計画に基づき、地区と職員による合同防災訓練を実施します。
- ◇ 各区・自治会で避難所開設訓練が実施されるよう支援します。★
- ◇ 各種の訓練を通じて、町民の防災意識の向上や自主防災組織の体制強化を図ります。★

### (3) 災害活動拠点の整備

【継続】

- ◇ 町防災倉庫の改修及び避難所への防災倉庫設置を進めます。
- ◇ 災害時のライフラインを確保するため、関係機関と協定を締結します。
- ◇ 災害時用備蓄品を計画的に整備します。

### (4) 災害時伝達手段の整備

【新規】

- ◇ 東郷町防災行政無線のデジタル化を実施します。
- ◇ 各避難所や消防団との通信手段の整備に努めます。
- ◇ 高度情報通信ネットワークの適切な運用に努め、国や県と情報を共有化します。

### (5) 河川の治水機能強化と施設の維持管理

【継続】

- ◇ 準用河川を始め、排水路の計画的な整備に努めます。

## 協働によるまちづくりの考え方

地区と行政が一体となり、様々な世代が参加できるような防災訓練等を実施することで、防災意識の向上に努めます。また、自主防災組織が強化されるように行政が支援することで、避難所の運営・救出・救護などを、地区と行政が一体となって実施します。

### 町民の行動指針

- ◇ 自主防災組織を強化します。
- ◇ 自主防災組織が中心となって避難所開設訓練を実施します。

### 行政の行動指針

- ◇ 地区と協働して、避難所開設訓練を実施します。
- ◇ 町職員の防災訓練を実施します。
- ◇ 自主防災組織の支援、防災ネットワークを確立します。
- ◇ 先進都市における防災活動の取組みをPRします。

## 関連計画

- ◆ 東郷町地域防災計画
- ◆ 東郷町国民保護計画

## IV 安全で環境にやさしいうるおいのあるまち

### 4 安心して消費生活が送れる体制を整える

健康で安全かつ豊かな生活を目指し、消費に関するトラブル等に対応するため、相談事業の充実と啓発活動の強化を図ります。

#### 現状・課題

IT化や国際化の進展、高齢化の進行、また、新しい商品やサービスの普及により、消費者トラブルが増加し、その内容も多種多様化しています。

このため、国では、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を、消費者に関する施策の基本理念とする消費者基本法<sup>注1</sup>を制定しました。

本町においても、自立する消費者を育成、支援し、多種多様化する相談内容に対応するため、消費者団体の活動の強化とともに、適切な情報の提供や消費生活相談業務の充実・強化を図る必要があります。

#### 10年後の姿

■ 適切な情報の提供や消費相談業務の充実により、消費生活における被害防止を図り、町民一人ひとりが正しい知識を持ち、安心して消費生活を送っています。

#### 目標指標

指標名	単位	現状値	目標値	
			H27年	H32年
消費者保護対策に満足している町民の割合	%	4.5	10.0	15.0
消費生活相談実施回数	回/月	2	4	8

## 施策の体系

## 施策の展開方向

## (1) 消費者支援の充実

【扩充】

- ◇ 消費者問題に対する啓発を行うとともに、消費生活講座等を開催します。
  - ◇ 消費生活相談の実施日数を拡大するなど、充実を図ります。

## (2) 消費者活動の支援

## 【継続】

- ◇ 消費者団体の育成を支援します。
  - ◇ 消費者活動への支援を行います。

## 協働によるまちづくりの考え方

消費生活における被害防止を図り、町民一人ひとりが正しい知識を持てるように、消費者問題や消費者活動の意識の共有を図ります。

## 町民の行動指針

- ◇ 消費生活講座等に積極的に参加し、正しい知識を習得します。

## 行政の行動指針

- ◇ 消費生活相談業務を拡充します。
  - ◇ 被害防止方策の啓発を図ります。
  - ◇ 消費者団体を育成します。

用語解説

<sup>注1</sup> **消費者基本法**：消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もって国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする法律。

## IV 安全で環境にやさしいうるおいのあるまち

### 5

### 人と自然が共生し、うるおいのあるまちをつくる

本町の財産である水と緑豊かな自然を継承し、人と自然が共生するうるおいのあるまちを目指し、境川やため池などの水辺環境や良好な樹林地の保全など、自然環境の大切さを感じることができるようにするとともに、法令等の遵守による快適な生活環境づくりを進めます。

#### 現状・課題

都市的な開発が進む中で昔ながらの自然が失われつつある半面、自然とのふれあいを重視する傾向は高まっています。また、子どもたちが、楽しみながら自然や環境について学ぶ場を創出することが求められています。本町では、水と緑のネットワーク構想に基づき、榎池と真菰池を親水公園として整備しましたが、今後も他のため池の親水公園化を図る必要があります。

一方で、事業所を発生源とする騒音、振動、悪臭などの公害のほか、生活排水による水質汚濁や野焼き、生活騒音などの生活型公害、ペットのふん便などの苦情も増えてきています。



平成 20 年には、美しい愛知づくり景観資源 600 選に「愛知池の風景」「愛知池から見た田園風景」の 2箇所が選ばされました。

#### 10年後の姿

- 「水と緑豊かな自然」が継承されており、身近に自然を感じ、ふれあうことができています。
- 親水公園などが整備され、町民の多くが利用する憩いの場となっています。
- 公害のない快適な生活環境が保たれています。

#### 目標指標

指標名	単位	現状値	目標値	
			H27年	H32年
自然環境の保全や創出に満足している町民の割合	%	20.2	26.0	31.0
公害対策などの環境汚染対策に満足している町民の割合	%	16.3	21.0	27.0
親水公園数	箇所	2	3	4
狂犬病予防注射接種率	%	72.2	76.0	80.0

## 施策の体系

人と自然が共生し、  
うるおいのあるまちをつくる

- （1）水辺環境の保全整備
- （2）環境学習の推進
- （3）環境保全対策の推進
- （4）環境衛生対策の推進

## 施策の展開方向

### （1）水辺環境の保全整備

【拡充】

- ◇ 愛知池、境川緑地、親水公園を魅力ある水辺環境として整備及び維持管理し、町民の憩いの場とします。★
- ◇ ため池を活用した親水公園を整備します。
- ◇ 河川を利用したウォーキングロードを整備します。

### （2）環境学習の推進

【継続】

- ◇ 子どもたちが環境にやさしい活動を主体的に行い、人と環境の関わりについて学ぶ場を提供します。★
- ◇ 緑や生きものなどの自然にふれあうことのできる機会を提供します。★

### （3）環境保全対策の推進

【継続】

- ◇ 公害の発生源である事業者に対する監視・指導を強化するとともに、生活型公害に関する啓発活動を推進し、快適な生活環境の維持に努めます。★
- ◇ 河川水質調査、水生生物調査により、河川環境を定期的に把握しながら、水質浄化に対する意識の向上に努めます。★
- ◇ 合併処理浄化槽の設置に対して補助することにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止します。★

### （4）環境衛生対策の推進

【継続】

- ◇ 犬の飼い方教室の開催や、適正な飼育方法の啓発などを通じて、飼い主のモラルの向上に努めます。
- ◇ 犬の登録や狂犬病予防注射の実施を啓発し、無登録犬の減少を図るとともに、狂犬病を未然に防止します。

## 協働によるまちづくりの考え方

町民に地域の自然環境に関心を持つてもらうために、水辺環境の整備・改修の計画段階から町民や地域が参画し、NPOなどとの連携により環境学習の輪が広がるような取組みを進めます。

環境に关心のある町民が主体となった町民参画型の環境イベントを開催するなど、環境学習の輪が広がるような取組みを進めます。

また、公害を未然に防止するため、町民や地域の連携による監視を強化します。

### 町民の行動指針

- ◇ 地域で解決できる問題は地域で解決するという意識を持ちます。
- ◇ 水辺環境の整備については、地域合意のもと、地区的特性に合った計画、要望を進言します。
- ◇ 積極的に地域の活動、環境イベントなどに参加します。
- ◇ ペットの飼養は、近隣町民の迷惑にならないよう、飼い主としてのマナーを守ります。

### 行政の行動指針

- ◇ 環境汚染の状況を把握するための調査を実施します。
- ◇ ため池の管理者と利用調整をします。

## 関連計画

- ◆ 東郷町都市計画マスタートップラン
- ◆ 東郷町緑の基本計画
- ◆ 東郷町グリーンベルト構想
- ◆ 東郷町環境基本計画

## IV 安全で環境にやさしいうるおいのあるまち

### 6

### 地球温暖化の防止や環境にやさしいライフスタイルへの転換を進める

地球温暖化の防止に向けた低炭素社会の実現を目指し、事業所や家庭における自然エネルギーの活用や省エネルギー化を促進するとともに、地球環境に対する意識を高め、環境にやさしいライフスタイルへ転換を図るための環境教育や普及啓発などを進めます。

#### 現状・課題

大量生産や大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、日常の生活に物質的な豊かさや快適な暮らしをもたらしましたが、その一方で、地球温暖化の進行を引き起こし、地球環境に深刻な負荷を与えています。

本町では、平成15年に策定した環境基本計画に基づき、東郷版ISO“チャレンジ100”を普及させるとともに、町民、事業者、行政が一体となって、それぞれの役割分担のもとで環境保全の取組みを推進していますが、多様化するライフスタイルや事業活動に伴い、温室効果ガスが増加する恐れもあります。このため、太陽光、太陽熱などの自然エネルギーを有効に活用することや、一人ひとりが環境に配慮した行動を実践していく必要があります。

また、本町では移動手段の多くを自家用車に頼っていますが、目的や距離に応じて、公共交通や自転車、徒歩等を使い分けるエコモビリティライフ<sup>注1</sup>の普及・推進にも取り組んでいく必要があります。

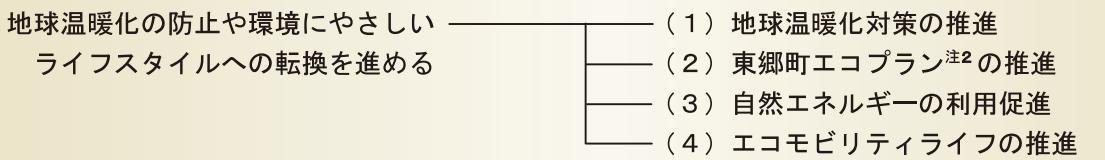
#### 10年後の姿

- 町民が地球温暖化問題に関心を持ち、一人ひとりがこまめにエネルギーの節約を心がけたり、自動車に過度に頼らないライフスタイルに転換するなど、温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいます。

#### 目標指標

指標名	単位	現状値	目標値	
			H27年	H32年
普段から省エネを心がけている町民の割合	%	62.6	68.0	73.0
公共交通機関を利用するようにしている町民の割合	%	20.7	26.0	31.0
東郷版ISO認定家族数	家族	267	400	500

## 施策の体系



## 施策の展開方向

### (1) 地球温暖化対策の推進

【継続】

- ◇ 町民一人ひとりが、地球温暖化防止対策の重要性を認識し、家庭・学校・地域において温室効果ガスの削減に配慮した行動を実践できるよう支援します。

### (2) 東郷町エコプランの推進

【継続】

- ◇ 役場も自らが温室効果ガスの大きな排出事業者の一であるという認識のもと、エコプランに基づき、庁内における温室効果ガス排出量の削減を図り、率先して排出抑制に取り組みます。

### (3) 自然エネルギーの利用促進

【新規】

- ◇ 環境への負荷が少ない自然エネルギーの利用促進のため、太陽光発電システムや太陽熱利用温水器の普及を進めます。

### (4) エコモビリティライフの推進

【拡充】

- ◇ 公共交通を利用するエコモビリティライフの実現に向けて積極的に取り組みます。
- ◇ 公共交通中心の移動手段を推進するエコモビリティライフを普及・啓発します。

## 協働によるまちづくりの考え方

低炭素社会の実現に向けて、将来に負担を先送りすることなく、町民、事業者及び行政のそれぞれが環境に配慮した取組みを促進し、地球環境に与える負荷を低減します。

### 町民の行動指針

- ◇ 東郷版 ISO “チャレンジ 100”に参加するなど、環境に配慮した行動を実践します。
- ◇ エコ通勤・エコ通学を実践します。

### 行政の行動指針

- ◇ 低炭素社会の実現に向けた情報を提供します。
- ◇ 町自らが率先して温室効果ガスの排出抑制に取り組みます。
- ◇ エコ通勤、エコ通学などエコモビリティライフを支援、普及啓発します。

## 関連計画

### ◆東郷町環境基本計画

#### 用語解説

<sup>注1</sup>エコモビリティライフ：愛知県が推進する、環境にやさしく、安全で健康的な生活や活力のある地域づくりを実現するため、行政・事業者・各種団体・NPO など幅広い主体の連携・協働のもとに、自動車と公共交通、自転車、徒歩等を賢く使い分けるライフスタイル。

<sup>注2</sup>東郷町エコプラン：本町の事務・事業に関し、各職員が環境に配慮した行動を推進し、温室効果ガスの排出を抑制・削減するための行動計画。

## IV 安全で環境にやさしいうるおいのあるまち

### 7

### 資源を大切にし、環境負荷の少ないまちをつくる

資源を大切にし、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指し、町民や事業者の意識改革と役割分担のもと、「ごみを減らす（リデュース）」、「再使用する（リユース）」、「再生利用する（リサイクル）」の取組みを推進するとともに、ごみの適正な処理などを進めます。

#### 現状・課題

本町のごみ量（尾三衛生組合搬入量）は、近年、ほぼ横ばい傾向にありますが、焼却処理が必要なごみ量を抑制して埋立処分量を削減するためには、一層のごみの減量化と資源化を推進する必要があります。

また、資源回収ステーションの設置などにより、町民のリサイクルに対する理解は深まってきていますが、今後は、ごみの発生抑制や再使用についての取組みも推進していく必要があります。

一方、ごみのポイ捨てや不法投棄は、依然として後を絶たない状況にあり、重点監視区域の指定や監視パトロールを強化する必要があります。

#### 10年後の姿

- 町民が積極的に3R活動に取り組み、資源として再生利用できるものが、ごみとして排出されていません。
- ポイ捨てごみや不法投棄のない清潔な生活環境が保持されています。

#### 目標指標

指標名	単位	現状値	目標値	
			H27年	H32年
普段からリサイクルに心がけている町民の割合	%	63.4	69.0	74.0
処理しなければならないごみの量（1人1日当たり）	g	756	740	720
資源化率 <sup>注1</sup>	%	18.0	20.0	22.0

## 施策の体系

資源を大切にし、  
環境負荷の少ないまちをつくる

- (1) 3Rの推進
- (2) ごみ・し尿の適正処理
- (3) まちの環境美化と不法投棄対策の推進

## 施策の展開方向

### (1) 3Rの推進

【拡充】

- ◇ 限りある資源や物の大切さなどの意識向上を図り、3R活動を推進します。★
- ◇ リサイクルを推進するため、資源回収ができる場所の増設や資源として回収する品目の拡大などを進めます。★

### (2) ごみ・し尿の適正処理

【継続】

- ◇ ごみの排出に関する正しい知識の普及啓発に努めます。
- ◇ ごみの分別の徹底や減量化を通して、ごみの適正処理を推進します。

### (3) まちの環境美化と不法投棄対策の推進

【継続】

- ◇ 清潔な生活環境を保持するため、ごみのポイ捨てや不法投棄に対する監視体制を強化し、環境美化意識の向上に努めます。★

## 協働によるまちづくりの考え方

ごみ問題は人の生活や事業活動に関わるものであるため、町民や地域、事業者、行政の相互の連携・役割分担のもとに、ごみ減量や環境美化に向けた取組みを進めます。

### 町民の行動指針

- ◇ 3R活動に積極的に取り組みます。
- ◇ ごみの分別を徹底し、適正に排出します。
- ◇ ごみ拾いや地域の環境美化活動に参加します。
- ◇ 屋外で生じたごみは持ち帰ります。
- ◇ 事業活動によって生じる一般廃棄物の抑制に努めます。

### 行政の行動指針

- ◇ 3Rやごみの適正排出に関する普及啓発に努めます。
- ◇ 地域や団体が自主的に行う環境美化活動を支援します。

## 関連計画

- ◆ 東郷町環境基本計画
- ◆ 東郷町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

## 用語解説

<sup>注1</sup>資源化率：東郷町全体で排出されたごみの総量に占める資源として回収されたごみの量。